

フランス革命の国民主権と国民代表制がもたらしたもの

はじめに

下記の『国民主権と国民代表制』の概要は、杉原泰雄著『国民主権と国民代表制』からの引用ないし要約です。フランス革命の一つの主体であるブルジョワジーは、「国民主権と国民代表制」によって、革命のもう一つの主体の民衆を政治の表舞台から排除しました。その「国民主権と国民代表制」のカタクリを探り、それが、今日の日本の政治や法の運用にどのように影響しているのかに焦点を当てて考察したいと思います。下記の「フランス革命前の社会制度の概要」と枠内の注の文章は、奥村です。

フランス革命前の社会制度の概要

1、封建制度の階級差別・特権の矛盾

(1) 第一身分

「聖職者:僧侶」(14 万人)は土地全体の 10%以上を所有。僧侶の中にも、貴族などの出身の上級僧侶と、第三身分出身の下級僧侶。頂点に立つ枢機卿から村の司祭との厳しい階級。「僧侶」は王政の第一の階層で、政治・司法・租税上の重要な特権を持つ。保有地からの所得は莫大。さらに十分の一税からは、土地所有料以上の収入で、経済的勢力は巨大。

(2) 第二身分

「貴族」(8 万人から 40 万人)は土地全体の 25%以上を所有。宮廷貴族、法服貴族、地方貴族。貴族の種類: 帯剣貴族(旧来からの貴族)。法服貴族(国王の売る官職を買うことによって貴族に任ぜられた人たち)。第一身分と第二身分が特権階級で、全体の 1%に満たないが、国土の 40%を所有。政治に参加。税金の免除などの多くの特権を持っていた。

貴族の特権／紋章、帯剣、教会での特別席／国王への直接税の免除

領主権に基づくさまざまな税の取り立て／狩猟権、軍隊や教会での要職の独占など

(3) 第三身分

「平民」は大きく商工業を営む市民(450 万人)と農民(2000 万人)。

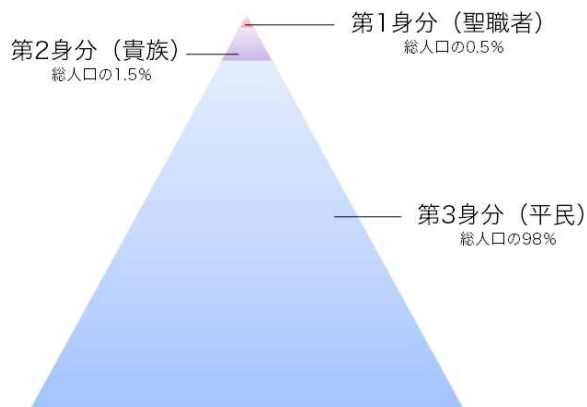
第三身分は国民の大多数。全ての生産者。過酷な労働。重税。裕福な金融業者から、その日暮らしの労働者。特権身分に対する反対という点で一致。

市民(450 万人)

1. 上流ブルジョワ (法律家・実業家・特権商人)
2. 中級ブルジョワ (地方商人・産業家)
3. 下層ブルジョワ (商店主・手工業親方)
4. サン・キュロット (職人・徒弟・労働者)

農民(2000 万人:人口の 80%)

1. 大地主
2. 大借地農
3. 自営農民
4. 折半小作農・雇農



『国民権と国民代表制』の概要

1、フランス革命の構造

フランス革命(1789年)当時の末期封建国家においては、封建地主の階級的支配の条件としての封建的生産関係は、ブルジョワ的生産関係の展開に伴って、支配的封建地主の農民の収奪が解体しつつあった。しかし、封建的所有制度によって保護されていたために、その展開を阻まれていた。

「ブルジョワ革命期における支配的な生産様式は、工業においては問屋制家内工業やマニユファクチュア、農業においては過渡的借地農業(小借地農や折半小作農)、地主経営、および分割地経営などのような封建的小経営の不完全な分解形態、つまり封建的生産様式から資本主義的生産様式への過渡的形態である。いうまでもなく、こうした過渡的生産様式の支配から典型的な資本主義的生産様式、つまり工場制大工業と資本制借地農業の支配への転化の過程が産業革命にほかならない。ブルジョワ革命期には、たしかに、マニユファクチュアもすでにみとめられるが、人口の最大多数は未分解の小生産者層によって占められ、彼らの剰余労働に寄生する問屋制家内工業や過渡的借地農業(地主制)が支配的な生産様式である。したがって、そこでの主要な生産関係は、商人資本と地主を主体とするブルジョワジーの小生産者に対する剰余労働(利潤および地代)の収奪関係である、といわねばならない」。フランス革命においては、このようなブルジョワジーが中心となって、封建的生産関係の維持を法的に可能としている封建的所有を否定し、右のような生産関係を近代的所有権の名の下に法認することが基本課題となる。

(1)フランス革命とブルジョワジー

革命勢力の指導部を形成するのは、生産過程にも関与する商業ブルジョワ、ブルジョワ地主を中心とするブルジョワジーである。

(2)フランス革命と民衆

民衆の内容は、社会層としては、ブルジョワジーを除外した第三身分、つまり議会にその代表をもたない都市と農村の働く庶民と規定することができるであろう。小売商・手工業・自由業に従事する小ブルジョワジー、職人・徒弟とマニユファクチャーの労働者および貧農・小農である。彼らは、議会外で民衆革命を推進することによってその要求を実現しようとした。

(3)フランス革命におけるブルジョワジーと民衆の関係

第一に、封建体制を容定することにおいては、原則としてブルジョワジーは民衆と共闘しうるまた共闘しなければならないということである。これは、封建体制が両者のいずれとも基本的な矛盾関係にあることのほかに、ブルジョワジーにとって革命を遂行するためには民衆の反封建的エネルギーを利用することが不可欠であったことによる。特権階級は内外から徴募された職業軍人とフランスをとりまく君主国を頼みにすることができたが、ブルジョワジーはこれに対抗するためには民衆の強力なエネルギーに頼らざるをえなかったのである。

事実、パステューの攻略、1789年10月のヴェルサイユへの行進、革命戦争において典型的に示されているように、内外からの反革命はたえず民衆の力によって阻止されていたのである。革命前夜および革命初期にブルジョワジーの側から民衆との統一戦線論ともいべきものが提示されていたことは、この意味で当然のことといえるであろう。

2、市民憲法原理

1789—91年憲法制定国民議会を通して、次の三点を市民憲法原理として樹立した。

(1)人権の保障

保障される人権は、経済的自由権を中心とする自由権にはほぼ限定されていた。形式的な自由・平等の保障である。そして、政治権力の存在理由は、その擁護に求められていた。

(2)権力分立制

国家作用を立法・司法・行政の三作用に分けて、それぞれを各別の機関に分属させ、機関相互間に抑制・均衡の関係を保たせ、権力の濫用を阻止しようとしていた。

(3)「国民主権」

「国民主権」は、君主主権のみならず、「人民主権」をも排除する構造を与えられていた。

3、「国民主権」の構造

フランス革命によって樹立された「国民主権」は、特権階級の主張する「君主主権」と民衆の標榜する「人民主権」とに対抗するものとして、ブルジョワジーにより提唱されたものである。

主権主体としての「国民」は、「人民」とは異質の法概念で、典型的には国籍保持者の総体と解されていた。主権(国家権力)は、そのような「国民」に単一・不可分・不可譲なものとして専属させられていた。このような「国民」は、まったくの抽象的観念的存在で、それ自体としては自然的な意思能力をもたないから、主権の行使を自然人からなる「国民代表」にゆだねざるをえない。ここでは、主権の所有と行使は必然的に分離する。また、そこでは、「人民」——「国民」とは異質の法概念である——は主権者ではなく、また各市民はいかなる意味においても主権を分有していない。「人民」が「国民代表」の選挙を行なっている場合であっても、それは抽象的観念的な主権者たる「全国民」のためのものにすぎない。したがって「国民代表」は、「国民」にかわって一般意思(法律)を決定するにあたり、「人民」の意思に拘束されることもその同意を求めることも要求されず、それに責任を負う必要もない。抽象的観念的な主権者の利益を考えて行動し、それに責任を負えば足りる。ここでは、命令的委任の禁止は当然のこととなり、「人民」による政治責任の追及を制度化することも必要とされない。さらに、主権は全体としての「国民」に単一・不可分・不可譲のものとして専属させられているから、その個々の成員は主権をなんら分有せず、政治に参加する固有の権利をもたない。したがって、この主権原理は、制限選挙制度を可能とし、「国民代表」に実在する「人民」の意思にとらわれない国家意思の決定を保障する。

このような「国民主権」・「国民代表制」の構造は、1791年憲法においては、以下のような諸規定によって明らかにされている。

「主権は、単一、不可分、不可譲で、時効によって消滅することがない。主権は、国民に属する。人民のいかなる部分も、またいかなる個人も、主権の行使を篡奪することができない。」(第3篇前文第1条)「すべての権力は、国民に由来する。国民は、委任によらなければそれらを行行使することができない。フランス憲法は、代表制をとる……」(同第2条)「立法権は、人民によって自由に選出される有期の代表からなる国民議会に委任される……」(同第

3条)

「県において任命される代表は、各県の代表ではなく、全国民の代表である。代表にはいかなる委任も与えることができない。」(第2篇第1章第3節第7条)

ここでは、「国民」と「人民」は、明確に区別されている。日常の用法において「人民」と同視されている「国民」に「人民」と異なる概念を与え、かつ通常の委任関係のまったく存在しない「国民」と「国民代表」の関係を「委任」にもとづく代表関係と説明している。あとで検討するように、「人民主権」を求める民衆の目をそうすることによってあざむこうとしているのである。フランス革命の中で形成された「代表的委任」論—— その後においてはフランスの伝統的公法理論となっている—— が、「国民」と「国民代表」の関係を体系的に説明している。

注1 国民主権と国民代表制がもたらしたもの

上記のようにブルジョワジーと民衆は、革命を遂行するために共闘した。しかし、ブルジョワジーの利益は、ルソー(『社会契約論』1712/1778年)などが唱える「人民主権(下記「5、民衆運動と「人民主権」参照)」などとは基本的な矛盾関係にあった。そこで、日常の用法において「人民」と同視されている「国民」に「人民」と異なる概念を与え、「国民」と「人民」を巧みに使い分け、民衆(人民)を騙し、民衆が標榜する「人民主権」に対抗する「国民主権」に基づく「国民代表制」を説き、それを実現させた。

その「国民」とは、個々の構成員を超越する不可分の全体(全国民)という抽象的観念的存在とすることで、主体としては自然的な意思能力をもたないから、主権の行使を「国民代表」に委ねざるを得ない存在とした。つまり、この「国民」は主権者ではなく、各「国民」はいかなる意味においても主権を分有していない。

なお、マルペールは、1791年憲法の国民主権原理を分析する中で、「主権が単一で不可分であるからには、その主権が帰属する国民は、それ自身が不可分の性格を呈する単一性を構成しない限り主権の保持者とは規定されえない」述べ、そして、革命期の憲法制定議会が、「その個々の構成員を超越する不可分の全体」として国民を理解していたことを指摘している。また、ラブリエールは、大著『憲法綱要』において、「国民は、それが基礎を置く諸個人の全体ないし数量的総和である。国民は、不可分で永続的な集合体として、一定の時点にこれを構成する諸個人とは区別される一個の法人を形成する。」と解説している。

そのような「国民」の「国民主権」に基づく「国民代表制」は、ルソーの説く「人民主権」に基づく直接民主制ではなく、委任によらなければ権力を行使できない代表制(間接制)であり、しかも、議員と選挙人との委任関係をそれまでの「命令的委任」から命令的委任の禁止(自由委任)、免責特権・逮捕特権などで、議員の憲法上独立性を保障した。これを「純粹代表制」(注5参照)という。

革命前のフランスでは、聖職者・貴族・第三身分(平民)の各身分ごとに選挙によって選ばれた代表によって構成された身分制議会があり、この議員と選挙人は、「命令的委任」の関係にあった。議員は、選挙人の指示に従ってのみ発言し表決するものとされていた。「純粹代表制」は、このような選挙人からの束縛を解き自由にした。

しかも、代表を選ぶ選挙人は、一定の納税額を納めている男子に限定し、女性なども除外した制限選挙であった。つまり、民衆(人民)は排除され、選挙権を有するブルジョワジーに選ばれた代表者(議員)による議会で、ブルジョワジーに都合が良い、「経済的自由権」を中心とする立法化(法律)を図り、それに基づく執行(行政行為)により、資本主義環境が整備され、民衆の生活(経済)環境は、さらに厳しくなった。

4、国民代表制度を採用した理由

「代表者の持つ大きな長所は、政務を討議する能力があることである。人民はそれにぜんぜん不適當である。このことは民主政の大欠陥の一つとなっている……多数の古代の諸共和国には一大欠陥があった。それはそこでは人民が能動的な、そしてある種の執行を必要とする議決を行なう権利を持っていたことである。これは人民のまったくなす能力のないことなのである。人民はその代表者を選ぶため以外には政治に参加すべきでない。これぞかれらのなしうるところなのである。なんとなれば、人々の能力の正確な度合を知っている人は少ないにしても、しかしながら各人は自己の選ぶ人間が他の大部分のより開明されているかどうかを、一般的には、知る能力を持っているからである」。

(モンテスキュー『法の精神』)

注2 代表制は、直接民主制に勝ると提唱

「国民代表制」を採用したのは、人民の無能性を前提にし、人民による一般意思の決定を排除し、代表制を唱導。つまり、代表制は、直接民主制にかわる次善の策として提唱されているのではなく、質的に直接民主制にまさるものとして提唱されたのである。

前記のモンテスキューの「民衆(人民)は無能である」との認識の背景には、次の状況があった。つまり、民衆の労働環境は、劣悪で、子どもを含めて12時間労働を越え、当時の平均寿命は、28歳(杉原さんの書籍による)。このような労働環境では、教育を受ける環境はなく、その結果として、「無能」と言われる状況に押し込まれている民衆の暮らしがある。しかし、このようななかでも、ブルジョワジーの「国民主権」構造のまやかしを見抜き、これに対抗する「人民主権」と唱える人たちは下記のように存在した。しかし、劣悪な生活環境が一つの要因となり、広範な民衆に「人民主権」論などが広がることを困難し、「人民主権」の理解者は少数者に止まった。なお、「人民主権」論は、19世紀に入って賃労働者が輩出され労働者階級が形成されると、その労働者階級を主たる担い手とする「プロレタリア主権」へとつながる。

このことは、労働環境の改善の必要性の重要性と、まやかしを見抜く知識などを身に付けるための学びの場(教育環境)の重要性を示している。

5、民衆運動と「人民主権」

(1)「人民主権」の概念

「人民主権」の最初の体系的唱導者はJ・J・ルソーであるが、その基本特色は以下のように要約することができるものと思う。

「人民主権」は、社会契約参加者の結体—— 現代風のいい方をすれば、普通選挙権者の総体—— と規定される「人民」を主権(国家権力)の所有者とする原理である。この意味での「人民」は、それ自体自然的な意思能力をもち、主権をみずから行使することができる。しかも、そこでは、「人民」を構成する各市民は平等であるから、「人民」の意思・利益は各市民の具体的な意思・利益の集積以外のものとしては存在しえない(ルソーは、このことを「国家が一人からなっていると仮定しよう・国家の各構成員は……主権の一万分の一を分有しているのである」という表現をもって指摘している、『社会契約論』第3篇第1章)。「人民主権」のもとでは、主権の所有と行使が分離されることはなく、主権は全市民の参加によって行なわれることになる。したがって、そこでは、一般意思の決定について

は、直接民主制によるか、あるいは代表制をとる場合には代表が「人民」の意思に拘束されて行動する命令的委任・有権者への定期的報告義務・リコール制（「人民」の単位による政治責任の追及制度）をもつことが不可欠とされる。もちろん、そのほかの方法であっても、「人民」に対する代表の従属性を確保することができるのであれば、右の方法は必須ではない。執行権の担当者についても「人民」による任意の任免が原則となる。権力は「人民」のものであるから、「人民」の利益に反してそれを行行使する者を権力担当者の地位に留めておかなければならない理由はいささかもない。

このような基本構造をもつ「人民主権」の歴史的社会的意義は、民衆解放の権力原理たる点に求められるであろう。それは、民衆が多数を占める「人民」に主権を帰属させることによって、特権階級のみならずブルジョワジーへの権力の帰属を不可能——少なくとも著しく困難——にしているのである。

注3 「人民主権」と「国民主権」の相違

前記の「3、『国民主権』の構造」にあるように、「国民」は、まったく抽象的な観念的存在で、「意思能力をもた」ず、「主権の行使」を「国民代表」に委ねざるを得ず、一方、「人民」は、意思能力をもち、主権を行使し、平等であり、「人民」の意思・利益は各市民の具体的な意思・利益の集積であるとし、その代表は、「人民」の意思に拘束される命令的委任・有権者への定期的報告義務・リコール制を不可欠とし、執行権（行政）の担当者についても「人民」による任意の任免が原則となる。

注4 ルソーの「命令的委任の構造」など

命令的委任の構造について、ルソーは以下のような指摘をしている。「使者〔議員のこと〕の訓令は、注意深く定められなければならない……使者は、この訓令との関係において、報告のための選挙人集会にその行為を報告をしなければならない。右の報告に基づいて、以後の使者の任務から全く排除されるか、あるいは選挙人が満足するほどに訓令に従ったことを理由として再任されるかがきめられなければならない……もとより、使者が選挙人の明示的な意思に反することはなにもしないというのであれば、選挙人が予定し決定もしていなかった事項について、使者が善良な市民の立場で意見を述べたとしても、選挙人は彼を有罪とはしないであろう！ 使者を訓令にこのように従属させることに実際上なんらかの不便が存在する場合であっても、法律が国民〔人民〕の意思の真の表明以外のなにもものでもないという無限の利益を相殺してしまうほどのものは決して存在しないであろう」。

また、ルソーは、「主権は、本来一般意思（人民の総意）のうちであり、意思はけって代表されることがない」「代表は、容易に墮落し、そうならないことはきわめて稀である」「人民は、代表をもつや、もはや自由ではなくなり、人民でもなくなる」「イギリス人は、自由だと思っているが、それは大きな間違いである。彼が自由なのは、議員を選挙する間だけのことで、議員が選ばれるや否や、イギリス人は奴隷となり、無に帰してしまう」などと述べ、代表制（議会制）に対する厳しい批判している。

人口規模などが大きい現代では、直接制の採用は、極めて困難だと思われ、代表制を選択せざるを得ないと思われる。しかし、その場合の代表制（議会制）は、当然ながら、「人民主権」における代表制であり、「民主主義」との結合が不可欠である。

「民主主義」という言葉は、ギリシャ語の「人民」と「権力」の合成語に由来し、「国家の支配権力が特定の階級にではなく、社会の全構成員に法的に与えられている政治形態を指している」（J・プライス『近代民主政治』第一巻：松山武訳）とある。

(2) ルソーに代表される第二の憲法思想

ルソーに代表される第二の憲法思想は、フランス革命の中では、当時のブルジョワジーによっても収奪される「民衆」の利害を代弁しようとするサン・キェロット・ミリタンを主要な担い手とし、「アンラジェ」やエベールティストをその理論的指導者としていた。彼らは、ルソーを高く評価しその考え方を継承しようとしていた。だが、彼らは、それだけにはとどまらずに、その政治的社会的諸経験をふまえて、その自由と人権を擁護する構想を以下のように補強していた。

① ブルジョフジーの場合よりも充実した自由と人権の保障規定

ルソーのように「人民主権」を採用すれば足りるとはせずに、人権保障規定の必要性を認め、その中で自由と人権をブルジョフジーの場合よりも豊かに規定しようとしていた。

契約の自由について、「すべての人間は、その労働と時間を契約(によって拘束)することは自由であるが、みずからを売買することはできない……その人格は不可譲である」(第13条2項)として、明確な限界を設けている。

② 財産権の制限と「社会権」の保障

「財産の享有は、占有の権利である。財産は、人民の保護の下におかれるが、人民はすべて人民の保存に関心をもっている」(第16条)。財産についての現状は「占有権」として保障されるにすぎず、人民の保存の観点から制限されることが含みとされている。

「土地の占有権は、社会においては限界をもっている。それが容認される範囲は、商業または農業に危害をもたらすほどのものであってはならない。いかなる国においても赤貧者が多数を占めている。彼らの個人の自由・安全・保存があらゆる善に先行する善であるから、彼らのもっとも自然の意思、彼らのもっとも不変の権利は、資産についてははなはだしい不均等を取得しようとする野心を制限し、かつ正当な手段によってそのような不均等を破壊することにより、富者の圧迫から自己を保存することである」(第17条)。赤貧者の自由・安全・保存を最高善とし、それと財産のはなはだしい不均等との矛盾および不均等の是正の必要性を明示している。

「社会における人間は、四種類の財産権を承認する。いかなる人間も主張し、要求する権利をもっている第一のもっとも神聖な財産は、彼の生活の必要手段を十分に保障するものである。それに劣らず基本的な第二の財産権は、赤貧者に当然に与えられるべき慈善の実施——彼らが老人・病弱者・労働しえない状態にあって苦しんでいる場合には休養としてあたえられる——および労働[の機会の提供]による壮健な貧乏人への救済にある。第三の財産権は、商業・農業活動の成果または公私の職務の給与である。第四の財産権は、世襲財産、相続財産または贈与からなる」(第18条)。第一の財産権は、農地均分法を含めて、既存の財産の分割を想定しているようにみえる。第二の財産権は、生存権と労働権の保障を意味しているようにみえる。

「公共の幸福を犠牲にすることによって、つまり盗み、投機・独占・買占めをすることによって蓄積された財産は、社会が確実な事実によって違法取財の立証をした場合には、直ちに国有財産となる」(第20条)。

注5 「国民主権」から「人民主権への傾斜」

(1)「純粹代表制」

「純粹代表制」は、労働者が階級として十分に組織されず、しかも反(市民)革命への対処と全社会的な規模での原始的蓄積・産業資本主義の展開が要請されていた歴史段階で可能とされる「国民主権」の表現形態である。その制度上の特色は、名実ともに人民からの独立を保障された民選の議会が一般意思の決定権を独占している点に求められる。代表的委任論＝命令的委任の禁止、によって人民からの法的独立性が保障され、制限選挙制度によって事実上の独立性も確保されている。

(2)「半代表制」

「半代表制」は、「人民主権」を標榜する労働者階級が政治勢力として登場してくる独占資本主義段階で出現する「国民主権」の具体的な形態である。その制度上の特色は、法的には、「純粹代表制」の場合と同様に、人民からの独立を保障された民選の議会が原則として一般意思の決定権を独占しているにもかかわらず、とりわけ普通選挙制度の採用によって代議士・議会が有権者・人民から事実上独立性を失いかけている点に求められる。

(3)「半直接制」

「半直接制」は、国家独占資本主義段階における「国民主権」の具体的な表現形態である。それは、「半代表制」の制度上の特色を維持しつつも、その傾向を一段と強化し、例外的に一定の重要事項について直接民主制を採用していることを特色とする。この体制のもとでは、憲法典自体が「人民主権」の採用を標榜しはじめるが、伝統的な一般意思の決定に関する原理も存続させられている。この段階を「国民主権」の展開のおそらく最終段階と規定しても大過はあるまい。フランスの1946年憲法と1958年憲法は、「国民の主権は、人民に属する」という規定を設けることによって、そのことをみずから確認している。

以上のように、民衆の意識の高まりと闘いによって、「国民主権」の枠内であるが、「人民主権への傾斜」がある。

フランス人権宣言による「人権」の確立と限界(女性の排除)

1789年人権宣言は、「すべての人」と「すべて市民」全体の権利を一般的に保障した体系的な権利宣言であった点で、「普遍的な近代人権宣言の典型」として高く評価されてきた。ところが、実際には、フランス革命期の諸法制は、ユダヤ人、有色の自由人、植民地の奴隷、僕媒(家僕)、女性などを権利の主体について考慮の外におき、とりわけ、シェイエスの構想による「能動市民」と「受動市民」の区別によって、「女性、子供、外国人、公的施設の維持に貢献しえない者」(受動市民)の政治的権利を否定した。・・・憲法で確立された男子制限選挙制度では、一定の租税要件を満たす「僕媒」以外の成人男性(能動市民)に選挙権を制限しており、「国民主権」原理と「選挙権公務説」によってその制限を正当化していた。女性は「能動市民ではない」という理由から政治的権利を否定されていたが、当時の議会にはこれを問題にする視点は存在しなかった。・・・1793年憲法では、今度は「市民」自体から除外されることによって、女性の選挙権が否定された。やがてユダヤ人や僕婢等の政治的権利が認められた後も、女性は無視され続け、1793年10月には女性の政治結社が禁止され、1795年には「家庭復帰令」が出されて女性の集会・結社の自由が否定された。

・・・社会運動の担い手であった民衆運動・社会主義運動あるいは議会内の左翼政党などが、必ずしも女性の権利に好意的でなく、ルソーからロベスピエール、ブオナロツティの系譜につながる左翼思潮や、カベ、プルードンなどの社会主義者たちのなかに強固な反フェミニズムの主張があったことは重要な論点である。
(『「人権」と女性の権利』 辻村みよ子)

1、「国民」の抽象的観念的存在と私たちの権利の抽象化の共通性

以上のように、抽象的観念的存在としての「国民」、主体としては自然的な意思能力をもたない、主権の行使を奪われている「国民」は、下記の裁判の判決に示された、私たちの権利の「抽象性」(私たちの権利の実体的喪失性)と共通するものがあるように感じる。つまり、その原因は、この時につくられたその延長線上にあるのではないだろうか。

以下、そのように思われる判決のその部分を羅列する。

①中等教育学校前期課程等において使用される教科書の採択に関する法規が法的に保護しようとしている利益は、当該採択地区における住民ないし国民が、中立・公正で一定の水準を保ちかつ当該採択地区ないし各学校の教育の実態に即した適正な内容の教育を受け得るという一般的、抽象的な利益であり、特定の教育内容を子供に受けさせないし受けることを求める権利ないし利益を住民ないし国民に認めたものとは到底解されない。また、教育委員会が適正な採択をすべき義務を負うことは当然であるが、これは、当該採択地区の住民又は国民全体に対して負担する一般的、抽象的義務であつて、個々の住民ないし国民に対し、一定の教科書が採択されるべき権利、利益を付与していることをうかがわせる法令の規定は見当たらない。

②原告らは、地方自治体の住民は、教科書を定める採択手続への参画権、参加権あるいは使用する教科書を選定するための選択権を有しており、これらは法律上保護された権利又は法的利益であると主張する。しかし、原告らは、原告らが上記各権利ないし法的利益を有することの根拠として、憲法が住民自治の理念を採用していることや、地方自治法、地教行法が教育委員の解職請求権といった直接民主主義的な制度を採用していることを挙げるが、これらによって保障されるのは、地方公共団体の運営に住民の意思が反映され、地方教育行政が住民の意思に基づいて行われるという一般的、抽象的利益にすぎず、個々の住民に対して教科書の採択手続への参加や一定の教科書が選択されることを求める権利を保障する法的根拠とは認められない。

③憲法82条1項の規定は、裁判の対審及び判決が公開の法廷で行われるべきことを定めているが、その趣旨は、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするにある。

裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、各人は、裁判を傍聴することができることとなるが、右規定は、各人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることまでを認めただものでないことはもとより、傍聴人に対して法廷においてメモを取ることを権利として保障しているものでない。

④教科書検定制度によって生徒について法的に保護されているのは、集団として捉えた不特定多数の生徒の抽象的利益であり、換言すれば、それは教育の中立・公正という公益の生徒側に対する投影であつて、究極においては公益の中に吸収解消されるものである。つまり、それは、教育を受ける個々の生徒の具体的権利又は利益であるとはいふ難いものというべきであり、検定処分根拠規定は、関係規定により形成される法体系の中において、当該処分を通して個々人の個別的権利又は利益をも保護すべきものとして位置づけられているとみることはできない。

2、「国民代表制」の「命令的委任の禁止」と日本の現状

日本国憲法は、前文で「主権が国民に存することを宣言し」て国民主権原理を明らかにした上で、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と述べ、更に41条で国会を「国の

唯一の立法機関」とし、また、43条で「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」等と規定することから、「代表民主制」を採用しているものと理解されている。

その上で、15条が公務員の選定罷免権が国民に存すること、79条が最高裁判所裁判官について国民審査を行うこと、95条が地方自治特別法は住民投票による承認を経なければ制定されないこと、また、96条が憲法の改正には国民投票による承認を経なければならないことといった「直接民主制」の要素を取り入れている点に着目して、日本国憲法は、代表民主制を基調としつつ、直接民主制の技術を部分的に採用した「半直接制」の形態に属するものであるとする見解がある。

さらには、16条が「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利」、17条が国家賠償請求権を定めている。また、地方自治法12条が条例の制定・改廃請求権利、13条が議会の解散・議員、長、各委員解職請求権、242条が住民監査請求制度、242条の2が住民訴訟制度などを定めている。以上のことから、日本国憲法は、ルソーらが唱えたひとり一人が、主権を行使する主権者であるという「人民主権」を採用していると解することができる。

但し、憲法51条が、「両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない」との免責特権が存在し、天皇制の条文を含めて完全な「人民主権」とは言えないところが共存する。

前記したルソーが指摘した「命令的委任の構造」の実現が、「人民主権」への一つの課題であるように思われる。

3、「人民主権」としての実体化という課題

安倍政権による「戦争法」強行可決、前記の判決、さらには、憲法17条が国家賠償請求権を定めているが、公務員の個人責任は、故意又は重大な過失がある場合と極めて限定し、事実上個人責任を負うことはないという現実がある。

しかし、前記したように、憲法前文に、「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」と主権者の福利(利益・権利)と行政の「権力の行使」(権限)との関係の原理を謳っている。

このことを、杉原泰雄(憲法学者・一橋大学名誉教授)は、「『憲法で認められた権限』として(「授権規範」・「制限規範」としての憲法として)解釈運用」が不可欠であり、「統治権の権利主体は主権者であつて、国会・内閣・裁判所等現実の公権力担当者は、憲法で認められている権能だけを『権利』(自己の利益のために行使できる法的な力)としてではなく、主権者の利益のために行使しなければならない『権限』(自己の利益のためには行使できない法的な力)として、憲法の定める方法(手続と条件)に従つてのみ行使することができる、とする立憲主義についての通常理解の仕方をいう。」(『憲法と公教育—「教育権の独立」を求めて—』93頁)と解説している。

つまり、私たちの権利は、一般的、抽象的利益ではなく、代表者との関係においても、私たち主権者は、代表者に権利の行使を白紙委任しているのではない。

以上のような課題を克服し、憲法の実体化を進めるには、その実践が不可欠であることを、「純粹代表制」から「半直接制」への変遷が示しているように思う。

以上

2016. 憲法学習会用レポート 奥村